

(様式第5号) (第13条関係)

公 告

次のとおり 一 般競争入札に付します。

令和8年(2026年)5月27日

長野県立歴史館長 矢澤 圭

記

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工 事 名

県立歴史館電灯設備改修工事

3 工事箇所名

千曲市大字屋代

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という)第120条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次の要件をすべて満たしている者であること。
 - ア 電気工事について入札参加資格を付与されていること。
 - イ 資格総合点数が816点以上であること。
 - ウ 長野県内に、本店を有する者であること。
 - エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - オ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - カ 有効な経営事項審査を有している者であること。
 - キ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - ク 主任(監理)技術者として1級電気工事施工管理技士を配置できること。
 - ケ 過去5年間に国又は地方公共団体と種類を同じくする契約を1回以上誠実に履行した実績があること。

5 工期

工事開始日から約 330 日間 債務負担行為設定済

6 支払条件

- (1) 前金払 原則として、「1 件の請負代金額が 100 万円以上の工事等」について、請負代金額（債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額）の 6 割の範囲内で中間前払金を含む前金払いをする。
- (2) 部分払 原則として、「1 件の請負代金額が 50 万円以上の工事等」について、財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 156 条の規定による回数範囲内で部分払いする。
- (3) 支払限度額 各会計年度における請負代金の支払限度額は、以下のとおり予定しております。
- 令和 8 年度 請負代金の 50% の金額
令和 9 年度 請負代金の 50% の金額
- ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがあります。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を令和 8 年 5 月 27 日（水）から令和 8 年 6 月 12 日（金）までの月曜日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで次の場所において縦覧に供します。

また、長野県立歴史館のホームページに掲載します。

〒387-0007

千曲市大字屋代 260-6 長野県立歴史館管理部

電話 026-274-2000

FAX 026-274-3990

メール reki-kanri@pref.nagano.lg.jp

ホームページ <https://www.npmh.net/>

8 現場説明日時

現場説明は行いません。

9 入札の手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 令和8年6月12日(金) 午前10時
 - イ 場所 長野県立歴史館 会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、上記4に定める必要事項について説明した書類を、令和8年6月9日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書類等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 低入札価格調査制度の適用
低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

10 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に入札しようとする者の見積る金額の100分の5以上の入札保証金を納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができます。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、長野県を被保険者とする入札保証契約を締結し、かつ、当該保証保険契約書を提出して館長の確認を得たとき。
- (2) 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと館長が認めたとき。
前各号の一に該当する者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、納めさせないこととした金額に相当する金額を納付してください。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事

費内訳書を提出した者が入札した入札書

(8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

12 債務負担行為

有

13 契約書作成の要否

必要とします。

14 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

15 その他

設計図書に関する質問は、令和8年5月27日（水）から令和8年6月2日（火）午後5時までに様式2「質問書」を上記7のメールアドレス又はFAX番号あて送信するとともに、送信したことを上記7の電話番号に連絡してください。また、質問があった場合の回答は、令和8年6月5日（金）午後5時までに上記7のホームページに掲載しますので、質問及び回答を承知の上で入札してください。

なお、質問者に対する直接回答は行いません。